

児童扶養手当のご案内

児童扶養手当とは、離婚などでひとり親となった家庭などに支給される手当です。

対象 次のいずれかに該当する子どもを育てている父、母または養育者

- ・ 父母が婚姻を解消した
- ・ 父または母が死亡した
- ・ 父または母に一定の障がいがある
- ・ 父または母の生死が明らかでない
- ・ 父または母に一年以上遺棄されている
- ・ 父または母がDVによる保護命令を受けた
- ・ 父または母が法令により一年以上拘禁されている
- ・ 母が未婚である

※所得制限、住所要件などがあります。
支給額

児童1人の場合 月額9780円
4万1430円 / 2人目は5000円

平成25年度

就学援助制度のご案内

小・中学校の児童・生徒の保護者で、経済的な理由により、学用品費や給食費等の支払いが困難と認められる方に、その費用の一部を援助します。

援助内容

学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費、医療費（学校で治療の指示を受けたもの）

受付開始 3月1日(金)

3人目以降は1人につき3000円を加算

※監護・養育する子どもの数や受給資格者および同居の家族の所得などにより決定します。

支給期間

申請の翌月から子どもが18歳になった最初の年度末（3月31日）まで
※子どもに一定の障がいがある場合は20歳未満

申請方法

申請に必要なものは該当の要件に応じて異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 子育て支援課医療手当係（内線3286） / 各総合支所福祉課（菖蒲・内線146 / 栗橋・内線238 / 鷺宮・内線167）

申請方法

申請書（学務課または各総合支所教育委員会分室、各学校で配布）に必要事項を明記の上、必要書類を添えて、学務課または各総合支所教育委員会分室へ提出してください。

※詳細は、各学校を通じて配布している「就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。

問合せ 学務課学事係（内線4247）

特別児童扶養手当のご案内

特別児童扶養手当とは、障がい児を育てている方に支給される手当です。

対象 次のいずれかに該当する20歳未満の障がい児を養育している父、母または養育者

- ① 身体に重・中程度の障がいがある、または、長期にわたる安静が必要である

※おおむね身体障害者程度等級表の1級と2級の1部程度

- ② 療育手帳のA・B程度である
- ③ 精神障がいであり、かつ、①と同程度以上である
- ④ 身体または精神の障がい重複する場合であり、かつ、①・③と同程度以上である

支給額

1級（重度） 月額5万4000円
2級（中度） 月額3万3570円

平成25年度 特別支援教育就学奨励費のご案内

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、学用品等購入費や給食費等の一部を支給します。

支給内容

学用品等購入費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費

申請方法

詳細は、6月以降に各学校を通じて連絡します。

その他

学用品等購入費と新入学児童・生徒学用品費等の支給には、領収書等の提出が必要です。

問合せ 学務課学事係（内線4247）

